

処理事例 26 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	土木部道路管理課		
苦情申立ての内容	<p>自宅の隣に南北に走る市道があり、以前は、道路を挟んで筋向かいの高所にある家付近の道路に降った雨は、容量不足の排水溝に集められ、これが道路を横断して埋められたパイプによって、私の敷地内の可能性のある水路（以下「当該水路」という。）へ流れていたのですが、市が道路の向かい側に立派な側溝（以下「側溝」という。）を設け、これまでのパイプを撤去して横断溝（以下「横断溝」という。）を設置しました。</p> <p>そもそも、この工事を施工するきっかけとなった高所の家の住人の要望は、敷地より高い道路に降った雨水が敷地内に流れ込むことを防ぐために道路の高さを下げてほしいというだけのものでありました。しかし、市は洪水対策という名目で、当該水路の関係者である私に事前に説明すること無く大規模な改修工事を着工し、中止の要請をしたにもかかわらず完成させたことに納得できません。</p> <p>この工事は関係住民の意見を無視した不必要な工事であるのだから、設置した側溝と横断溝を廃止してほしい。</p>		
調査結果等	<p>オンブズマンは申立人と面談した後、これまでの経緯や当該水路の権利関係等を確認するため、道路管理課の調査を実施しました。</p> <p>道路管理課によると当該水路は境界が確定しておらず、所有者がはっきりしていないとのことでしたが、当該水路は道路管理課の道路台帳図面に載っており、道路区域に含めて道路管理課が維持管理する水路として位置付けられているとのことでした。</p> <p>また、オンブズマンは面談時に、工事によって生じた不都合についてお尋ねしたとき、申立人から明確なお答えをお聞きすることはできず、当該水路の所有者がはっきりしていないことから、申立人の権利の侵害関係は薄く、仮に関係があったことにしましても、不合理を感じるほどの事実が認められません。</p> <p>市が要望を受けて工事を行うにあたっては、要望内容をもとに目的等を明確にして最良の検討を加え、最終的には市が決定するというのが通常の手順であり、この工事は、道路の高さを下げてほしいという要望内容を汲み、洪水対策として道路に側溝を設け、側溝に流れ落ちた水を道路の反対側にある当該水路へスムーズに流すための横断溝を整備したものであり、これまでの排水機能をより充実させることができたのであろうとは感じますが、不必要な大規模工事を行ったとは感じられません。</p> <p>また、工事の最中に申立人の要請に市が対応したことがあり、申立人は工事を了解していたことが窺われます。</p> <p>以上のことから、側溝と横断溝を撤去することは、せっかく充実させた施設の機能を破壊するために市の貴重な財源を投入することになり、そこまでしなければならない理由は見当たりません。</p> <p>最後に、今後の工事においても一層、地元住民の理解が得られるよう十分な説明に努めることを道路管理課へ申し入れ、この度の調査を終えることにしました。</p>		
苦情申立ての受付年月日	平成22年（2010年）	8月 9日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成22年（2010年）	8月12日	3日間
市の機関への調査年月日	平成22年（2010年）	8月26日	17日間
調査結果通知年月日	平成22年（2010年）	9月15日	37日間